

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	補助対象経費	事業主体	補助率等	備考
1 C L T 等 先進的木造 建築物の設 計等	(1)設計費 (2)建築に必要と なる部材の試験等 に要する経費	高知県内に非住宅建 築物を整備する者	2分の1以内 (上限500万円)	下記の（注）3の条件を 満たす場合には左記補 助上限に200万円を加算 する。
2 非住宅木 造建築物の 設計等			2分の1以内 (上限500万円) ※(1)のみの場合は 上限300万円	
3 非住宅建 築物の木造 化・木質化	木造化・内外装木 質化に係る木材の 購入費	高知県内に非住宅建 築物を整備する者（市 町村を除く。）	2分の1以内 (下限50万円、上 限400万円)	
4 軟弱地盤 対策	基礎丸太杭の購入 費	高知県内に非住宅建 築物を整備する者（市 町村を除く。）	2分の1以内 (上限50万円)	

（注）1 補助対象経費については、国、県の他の補助制度と併用できないこととし、次によること。

- （1）設計費は、設計委託に要する経費とする。
 - （2）建築に必要となる部材の試験等に要する経費とは、部材の性能試験のために必要となる試験体の作成費（材料費及び工事請負費）、試験機関への手数料及び委託料とする。
 - （3）木材の購入費は、木造化・内外装木質化に係る高知県産の木材を使用した製材品の購入に要する経費（プレカット加工費を含む。）とする。
 - （4）基礎丸太杭の購入費は、高知県産の木材を使用した基礎丸太杭の購入に要する経費（防腐及び防蟻処理費を含む。）とする。
- 2 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。
- 3 上限額の加算については、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定（県又は市町村、建築主（市町村を除く。）及び県内の林業・木材産業事業者を含む3者以上の協定に限る。）を締結している場合、又は高知県環境不動産の認定（高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（令和5年高知県条例第1号）第10条第1項の規定に基づく認定をいう。以下この表において同じ。）を受ける場合に加算する。なお、それぞれ実績報告時までに当該協定を締結している場合、又は高知県環境不動産の認定のための事前確認通知書を取得している場合に限る。
- 4 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、平成31年国土交通省告示第98号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値と原点との2点間の線形補間を適用する。
- 5 事業区分1と2は、いずれかの区分において1事業主体当たり1施設とし、前年度までに当該事業又は高知県CLT建築促進事業により補助金の交付決定を受けた建築物は、補助の対象外とする。
- 6 事業区分1及び2の補助事業完了後は、補助事業により得た設計成果に基づき、速やかに工事の着手を行うこと。ただし、自然災害等により、やむを得ない理由がある場合を除く。
- 7 併用住宅の補助対象となる経費については、対象建築物の延べ面積に占める非住宅部分の割合（小数点第4

位切り捨てる)を、対象建築物に係る経費に乗じて算出する。ただし、非住宅部分で各事業区分の補助条件を満たす場合に限る。

8 事業区分1にあつては、次によること。

- (1) 高知県内に整備する非住宅建築物(ただし、1棟当たりの延べ面積が500㎡を超える集合住宅を含める。)の設計費とする。
- (2) 以下のいずれかを満たす木造建築物であること
 - ア 構造用として用いるC L Tを、延べ面積1㎡当たりおおむね0.05㎡以上使用する建築物
 - イ 地上4階建て以上の建築物のうち、高知県産の木材を延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上使用するもの

9 事業区分2にあつては、次によること。

- (1) 高知県内に整備する木造又は構造の一部に木造を含む混構造の非住宅建築物(公営住宅を含む。)の設計費とする。ただし、混構造の非住宅建築物については、構造用部材の一部に木材を使用している居室等の床面積(対象床面積)が延べ面積の過半を占める建築物のみ対象とする。
- (2) 対象となる建築物は、耐火構造又は準耐火構造を要する建築物、延べ面積が500㎡を超える建築物、県内事業者が県産材を用いて構造用として開発した製品(A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン、SWP及び高知モデル(集成材(県産木材を100%用いて製造したものに限る。))を接合した門型ラーメンフレームを主構造に使用した3階又は4階建ての木造建築物)等)を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。
- (3) 高知県産の木材を活用した製材品(C L T、集成材を含む。)の使用量は、延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上とする。
- (4) 設計図書等には「原則として高知県産材を活用した製材品等」を明記するなど、県産材の活用に留意すること。

10 事業区分3にあつては、次によること。

- (1) 高知県内に整備する非住宅建築物(1棟当たり延べ面積が500㎡以上の集合住宅を含む。)の木造化及び木質化を補助対象とする。
- (2) 木造化を実施する場合には、以下の条件のいずれかを満たす建築物を補助対象とし、構造用部材については、J A S構造材(機械等級区分構造用製材、直交集成板(C L T)、構造用集成材)を土台、大引、柱、梁、桁等の主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第5号)の一部又は全てに使用するものとし、使用したJ A S構造材のみ補助対象とする。

また、高知県産の木材を使用した製材品(C L T、集成材を含む。)を、延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上使用することとする。

 - ア 事業区分1、2の設計の条件を満たす建築物
 - イ 県産材を10㎡以上使用する建築物
- (3) 「内外装木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の屋内に面する部分(以下「内装」という。)に木材を使用するものとし、内装と併せて外壁、柵、塀等の外構部分に木材を使用するものを含むものとする。
- (4) 内外装木質化のみを実施する場合は、構造が木造以外(鉄筋コンクリート(R C)造又は鉄骨(S)造等)で内外装木質化面積が建物の延べ面積以上となる建築物に限るものとする。

11 事業区分4にあつては、事業区分3の条件を満たす建築物に設置する基礎丸太杭を対象とし、当該の基礎丸太杭は、皮剥ぎ加工が施されたものとする。